

○三豊市文書館条例

平成19年6月28日

条例第41号

改正 平成22年6月16日条例第19号

平成23年3月30日条例第6号

平成27年3月27日条例第2号

(設置)

第1条 本市の歴史公文書、刊行物その他の記録を収集、保存し、広く利用に供することにより、地域文化の発展に寄与するため、文書館を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 歴史公文書
 - ウ 図書館その他これに類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (3) 歴史公文書 郷土の歴史的若しくは文化的な価値を有する行政文書又は地域資料（市行政の推移が歴史的に跡付けられるものとして市長が認める文書をいう。）であって、文書館に移管され、又は寄贈若しくは寄託を受けたものをいう。
- (4) 公文書等 行政文書及び歴史公文書をいう。

(名称及び位置)

第3条 文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 三豊市文書館

(2) 位置 三豊市山本町財田西375番地

(職員)

第4条 文書館に、館長、専門職員その他必要な職員を置く。

2 館長は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 専門職員その他の職員は、館長の命を受け、所掌の事務を処理する。

(業務)

第5条 文書館は、次に掲げる業務を行う。

(1) 歴史公文書、刊行物その他の記録の収集、整理及び保存に関すること。

(2) 歴史公文書、刊行物その他の記録の利用に関すること。

(3) 歴史公文書、刊行物その他の記録の知識の普及及び啓発に関すること。

(4) 歴史公文書、刊行物その他の記録の調査及び研究に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的を達成するために市長が必要と認

める業務

(費用負担)

第6条 文書館の入館料は、無料とする。

(入館の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償等)

第8条 利用者は、文書館の施設、備品、歴史公文書、刊行物その他の記録その他の文書館が管理する物を滅失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、利用者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、文書館の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施

行する。

(平成23年規則第26号で平成23年6月26日から施行)

附 則 (平成22年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年条例第6号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(三豊市情報公開条例の一部改正)

第2条 三豊市情報公開条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(三豊市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 三豊市個人情報保護条例 (平成18年三豊市条例第12号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成27年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。